

全国不正軽油撲滅強化月間

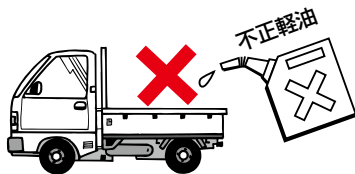
毎年10月は、全国不正軽油撲滅強化月間です。

不正軽油とは、軽油引取税の脱税を目的に、灯油や重油を軽油の代替燃料として使用するもので、不正軽油に関わった者は、すべて罰則の対象になります。

不正軽油に関する情報は、不正軽油110番(☎0282(23)3862)にお寄せください。

■問い合わせ先

県税事務所
軽油引取税調査担当
☎0282(23)3862



緊急地震速報訓練

災害等に際し、国の全国瞬時警報システム(J-ALERT)から送られてくる緊急情報を確実に皆さまにお伝えするため、緊急地震速報訓練が実施されます。

■日時 11月5日(火) 午前10時
※災害等発生により訓練が延期になる場合があります。

■試験内容 市内に設置している屋外拡声器や市内の公共施設内、学校施設内から次の放送内容が一斉に放送されます。

■放送内容

「ただ今から訓練放送を行います」
〈緊急地震速報チャイム音〉
「緊急地震速報。大地震です。大地震です」

「これで訓練放送を終わります」

■その他

同日、全国的に様々な情報伝達手段で同様の訓練が実施されます。

■問い合わせ先

安全安心課 ☎(32)8894

誕生月の広報紙にお子さんの写真を掲載しませんか？

広報しもつつけのイベントカレンダーに、小学生までのお子さんの写真を掲載させていただいています。毎年応募して、お子さんの成長の記録を楽しんでみてはいかがでしょうか。

■**申込方法** メール、市ホームページかんたん申請、総合政策課窓口のいずれかでお申し込みください。

■申込期限

掲載月の前々月末日まで

■メール送信先

✉info@city.shimotsuke.lg.jp

■必要事項

- ・申込者の住所、氏名、電話番号
- ・お子さんの誕生日
- ・お子さんのニックネーム
(敬称を含めて記載してください。記載がない場合は無記名となります。)
(例)めぐみ、ひなちゃん等
- ・写真(400キロバイト以上)

■問い合わせ先

総合政策課 ☎(32)8886



申し込みページ



自動車事故でお困りの方へ

独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA/ナスバ)では、自動車事故の被害にあわれた方々を支援するために、様々な取り組みを進めています。

重度障がい者介護料支給制度

重度後遺障がいの程度及び介護にかかった経費に応じ、次の額が支給されます。

- ・常時要介護の方
月額 70,790～209,430円
- ・随時要介護の方
月額 35,400～82,580円

■**対象者** 自動車・オートバイ事故により、脳、脊髄、胸腹部臓器を損傷された方

NASVA療護施設

自動車事故により脳を損傷し、重度意識障害が継続する状態にある方を対象に、適切な治療と看護を行う専門のNASVA療護施設を全国8か所で運営しています。

育成資金貸付制度(無利子)

■**対象者** 自動車事故により死亡または重度の後遺障がいが残った方の中学生以下の子

■**貸付期間** 中学校卒業まで

■貸付金額

- ・一時金 155,000円
- ・月額(選択性)
10,000円または20,000円
- ・入学支度金(希望者のみ)
44,000円

■**返還方法** 貸付期間終了後、原則20年以内の均等払い

※中学校卒業後、高校・大学等に進学される場合は、在学中の返還を猶予します。

交通事故被害者ホットライン

お話をじっくりお聞きし、お悩みの整理をお手伝いします。

☎0570-000738

■問い合わせ先

NASVA自動車事故対策機構
栃木支所
☎028(622)9001